

○総務省告示第三百五十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和六年十一月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 〔略〕	〔略〕	規則第三十二 条の二十三第 一項	〔略〕	インターネットプロトコル移動 電話端末特定情報を記憶する装 置を取り外す機能を有している 場合は、中欄に掲げる規定を適 用しない。
二 〔略〕	〔略〕	規則第三十二 条の二十四第 一号	〔略〕	インターネットプロトコル移動 電話端末特定情報を記憶する装 置を取り外す機能を有している 場合は、中欄に掲げる規定を適 用しない。
三 〔略〕				

一 〔同上〕	〔同上〕	規則第三十二 条の二十三	〔同上〕	インターネットプロトコル移動 電話端末固有情報を記憶する装 置を取り外す機能を有している 場合は、中欄に掲げる規定を適 用しない。
二 〔同上〕	〔同上〕	規則第三十二 条の二十四第 一号	〔同上〕	インターネットプロトコル移動 電話端末固有情報を記憶する装 置を取り外す機能を有している 場合は、中欄に掲げる規定を適 用しない。
三 〔同上〕				

備考 表中の「」の記載は注記である。